事務連絡

令和２年５月７日

区内保育施設長　様

保　護　者　様

育児休業中の保護者にかかる復職日の再々延期について

　平素より中野区の保育行政に対しご理解ご協力をいただきありがとうございます。

　標記につきましては、下記の通り取り扱いますので、よろしくおねがいいたします。

１　内　容

　　４月２８日付け事務連絡でお知らせしたとおり、現在復職時期の延長を７月1日までにしていますが、緊急事態宣言の期間延長により臨時休園期間も延長となりました。

そのため、4月入園が決定した児童の保護者に対し、在園資格を保持したまま、復職時期の延期を認める措置を実施します。5月および6月入園の方も対象となります。

２　対　象

　　　認可保育所・地域型保育事業施設・区立保育室・認定こども園（２・３号認定）に通園する児童の保護者

３　猶予期間（復職日）

　　７月１日の復職日を1ヶ月延長して、８月１日までとします。

４　条　件

　　○家庭で保育を行うこと。

　　○育児休業の延長について保育園に連絡すること。

　　○復職時に「復職証明書」を提出のこと。

５　周知方法

　　区ホームページで案内します

【担当】中野区　子ども教育部　保育園・幼稚園課

教育・保育支給認定係３２２８－５７９３